

昭和二十七年農林省令第十八号

漁船損害等補償法施行規則

号)に基き、及び同法を実施するため、漁船損害補償法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)	第二章 漁船損害組合の組織(第一条—第十四条)
第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等	第四章 漁船保険(第十五条—第十九条の五)
第一節 通則(第十五条—第十九条の五)	第二節 漁船保険
第二節 漁船保険	第三節 满期保険(第三十六条—第三十九条)
第三款 满期保険(第三十六条—第三十九条)	第四節 漁船主責任保険(第三十九条の二—第三十九条の十)
第五節 漁船積荷保険(第三十九条の十四—第三十九条の二十一)	第五章 政府の漁船保険再保険事業等(第四十一条—第四十五条)
第六章 雜則(第四十六条—第四十七条)	第七章 附則

第一条 漁船損害等補償法(以下「法」という。)の規定は、創立総会の議事録について、準用する。この場合において、同条第二号中「組合員」とあるのは、「設立同意者」と読み替えるものとする。 (事業計画書に記載すべき事項)	第二条 組合の事業計画書には、次の事項を記載しなければならない。 一、組合員たるべき資格を有する者の概数並びに漁船保険の目的たるべき漁船の隻数及び総トン数の概要並びに漁船保険引受漁船の隻数及び総トン数の予定 二、組合設立後組合員の募集に関する予定計画
第三条 漁船損害組合の設立(以下「組合」という。)の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならない。(設立の認可申請書に添付すべき書面)	第四条 組合の設立の認可申請書には、定款、保険約款及び事業計画書のほか、設立同意者があつたことを証する書面、創立総会の議事録の謄本並びに理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面を添付しなければならない。
第四条 漁船損害組合の組織(以下「組合」という。)の設立の認可申請書には、定款、保険約款及び事業計画書のほか、設立同意者があつたことを証する書面、創立総会の議事録の謄本並びに理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面を添付しなければならない。	第五条 組合員名簿には、次の事項を記載しなければならない。 一、組合員の氏名又は名称及び住所(法第三十条の二) 二、漁船保険の保険料の額 三、漁船保険の保険期間の始期及び終期

第六条 組合の資金の運用は、次の方法によるものとする。 一、信託業務を営む金融機関への金銭信託 二、農林中央金庫、漁業協同組合連合会その他総会又は総代会において定めた金融機関への預貯金	第七条 組合又は総代会において定めた信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託
第七条 削除	(電磁的記録)
第八条 (総会又は総代会の議事録)	第五条の二 法第三十九条第四項に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
第九条 (定款等の変更の認可申請書に添付すべき書面)	第四条の二 法第二十九条第二項(法第十四条第七項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法によつて運用する場合を除く。農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの 二、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものでなければならぬ。
第十条 (解散の決議の認可申請書に添付すべき書類)	第五条の三 法第三十五条第三項及び漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。)第六条第四項の農林水産省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。

第十一条 (解散の決議の認可申請書に添付すべき書類)	第六条 定款又は保険約款の変更の認可申請書には、変更の理由を記載した書面及び総会又は総代会の議事録の謄本を添付しなければならない。
第十二条 (清算結了届に添付すべき書面)	第十三条 次の場合には、組合は、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告しなければならない。 一、定款の施行に関する規定を定め、又はこれを改廃したとき。 二、定款に定めた事由の発生によつて解散したとき。
第十三条 (清算結了届に添付すべき書面)	第十四条 削除
第十四条 (保険料の計算)	第十五条 一年に満たない期間に対する保険料及び再保険料(第一十六条の規定による漁具の保険期間に対する保険料及び再保険料を除く。)は、月割で計算する。ただし、一月に満たない

日数については、一月を三十日として日割で計算する。

(保険証券)

**第十六条** 保険証券には、次の事項を記載し、理事が記名押印しなければならない。

- 一 保険の名称
- 二 漁船積荷保険にあつては、保険の目的
- 三 保険契約に係る漁船の名称、種類及び総トン数

四 填補すべき損害の範囲又は支払うべき金額

の基準

五 保険額を定めたときはその額

六 保険金額

七 保険料の額及び受領の年月日 (満期保険以外の保険で分割支払がされるもの及び満期保険にあつては、保険料の額及び支払方法並びに最初の受領の年月日)

八 保険期間の始期及び終期

九 組合員及び被保険者 (漁船乗組船主保険にあつては、被保険者及び保険金受取人) の氏名又は名称及び住所

十 保険証券の作成の年月日

(組合の経理)

第十七条 法第二百二条の規定により設ける各会計

においては、それぞれ、その剩余金の処分として他の会計へ繰入れをしてはならない。

(追徴金)

第十八条 法第二百三条第一項の追徴金は、法第二百二条の規定により設ける各会計ごとに、不足金を生ずる場合に限り、支払わせることができ

る。

二 追徴金の額は、当該事業年度中に経過した期間に対する保険料 (満期保険にあつては、その保険料のうちの損害保険料) の額を超えること

ができる。

三 追徴金の計算をする場合において、当該事業年度中に既に経過した期間が一月に満たないとき又はこれに一月に満たない端数があるときは、これを一月として計算する。

(支払備金)

第十九条 組合は、支払備金として、毎事業年度の終わりにおいて、次の各号の金額から、これにつき政府から支払を受けるべき再保険金及び再保険料の払戻金に相当する金額をそれぞれ差し引いて得た額の合計額を積み立てなければならぬ。

一 保険金若しくは払戻金の支払又は保険料の払戻しをすべき場合において、まだその支払

又は払戻しをしないものがあるときは、その金額

二 既に生じた事由のために、保険金若しくは予見されるときは、その予見金額

三 保険金若しくは払戻金の支払又は保険料の支払しに關して訴訟係属中のものがあるときは、その金額

(責任準備金)

第十九条の二 法第二百五条の規定により積み立てるべき責任準備金の額は、普通損害保険、満期保険のうち満期前の事故による支払に係るものの、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険にあつては、当該事業年度において成立した保険関係 (満期保険のうち満期前の事故による支払に係るものにあつては、当該事業年度において存続する保険関係を含む。) についての保険料の額 (政府に支払い、又は支払うべき再保険料に相当する額を除く。以下この項目において同じ。) のうち、まだ経過しない期間に対する保険料に相当する額とし、満期保険のうち満期による支払に係るものにあつては、当該事業年度において成立し、又は存続する保険関係についての保険料の額及びその利息に相当する金額とする。ただし、定期で定めるところにより、附加保険料のうちまだ経過しない期間に対する保険料の一部に相当する額を減ずることができる。

二 前項のまだ経過しない期間を計算するに当つては、保険期間がその始期の属する月の十六日に始まつたものとみなし、かつ、これによつて計算される保険期間の終期の属する月が三十日であるものとみなして、月割で計算する。

(準備金)

第十九条の三 法第二百六条の規定により積み立てるべき準備金の額は、法第二百二条の規定により設ける各会計ごとに、毎事業年度の剩余金から定する額を超えるように定款で定める額とする。

(特別準備金)

第十九条の四 組合は、法第二百二条の規定により設ける各会計ごとに、毎事業年度の剩余金から準備金として積み立てる金額を差し引いて得た額を当該会計に係る特別準備金として積み立てなければならない。

第十九条の五 組合は、次に掲げる場合には、定期で定めるところにより、特別準備金を取り崩すことができる。

一 法第二百二条の規定により設ける各会計ごとに準備金を不足金の補填に充てなお不足金を生ずる場合において当該不足金の補填に充てる場合

二 組合の行う漁船保険事業等 (法第二百二条第一号に規定する漁船保険事業等をいう。) の健全な発達を図るために必要なものとして定款で定める事業に要する費用の支払に充てる場合

前項第一号に掲げる場合において特別準備金を取り崩すときは、法第二百二条の規定により設ける各会計ごとにしなければならない。

三 第一項第二号に掲げる場合において特別準備金を取り崩すときは、総会又は総代会の議決を経てしなければならない。

第二節 漁船保険

第一款 (通則)

(保険関係に関する権利義務の承継)

第二十条 法第二百二条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、漁船保険の保険の目的たる漁船の使用者 (法第二百二条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。) たる組合員が当該漁船を使用する所有権以外の権原が消滅した場合であつて次に掲げるときとする。

一 当該漁船の所有者が当該組合員から当該組合員が当該漁船の当該保険関係に関する有する権利義務 (法第二百三十九条第一項又は第二百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。以下この条において同様に当該組合員から当該組合員が当該漁船の当該保険関係について新たに使用者となつた者が当該組合員から当該組合員が当該漁船の当該保険関係に関する権利義務を除く。以下この条において同じ。) を承継するとき。

二 当該漁船について新たに使用者となつた者が当該組合員から当該組合員が当該漁船の当該保険関係に関する権利義務を承継するとき。

三 第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げるときとする。

一 相続人又は受遺者が被相続人又は遺言者の組合員から漁船保険の保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原を相続し、又はその遺贈を受け、当該組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務を承継するとき。

二 合併後存続する法人又は合併によって設立した法人が合併によつて消滅した法人たる組合員から漁船保険の保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原を承継し、当該組合

員が当該漁船の当該保険関係に関する有する権利義務を承継するとき。

三 分割によつて設立した法人又は分割によつて営業を承継した法人が分割をした法人たる組合員から漁船保険の保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原を承継し、当該組合員が当該漁船の当該保険関係に関する有する権利義務を承継するとき。

(救助費等の填補)

第二十一条 法第二百二条の三後段の規定により組合が填補する費用の額は、次の各号に掲げる額につき、保険金額の保険価額に対する割合によつて算出した額とする。ただし、第二号に掲げる額についての保険約款で定めところにより特約がある場合に限り、填補する。

一 漁船保険の保険の目的たる漁船に起きた事故が発生した場合において、その漁船を自ら又は他の船舶による救助を受けて安全に停泊することができる最も寄りの場所まで回航し、又は引船するため必要な費用、救助者に対する報酬その他損害の防止及び軽減のために必要な費用、救助者に対する報酬その他損害の防止及び軽減のために必要な費用又は有益であつた費用 (船員その他の人員につき生じた損害に係るもの及び漁獲物、その製品、燃料、餌料、飲食料、漁具その他漁船に積載されている物の放棄に係るもの) を除く。以下「救助費」という。の額

二 漁船保険の保険の目的たる漁船が、座礁ししくは衝突した場合において放棄した漁獲物、その製品、燃料、餌料、飲食料若しくは漁具又は襲撃を受けた場合において放棄した漁具 (操業中の漁具であつて切断により放棄したものに限る。) のうち、損害の防止及び軽減のために必要又は有益であつたものの価額につき、保険価額の積荷額 (座礁若しくは衝突した際又は襲撃を受けた際に当該漁船に積載されていた漁獲物、その製品、燃料、餌料、飲食料及び漁具 (操業中のものを含む。) の価額をいう。) と保険価額とを合計して得た額に対する割合によつて算出した額

組合は、法第二百二条の三後段の規定により填補すべき額が三千円に満たないときは、填補しない。

第二款 普通損害保険

(指定漁船調書)

第二十二条 令第五条第二項の指定漁船調書 (その作成に代えて電磁的記録 (法第三十九条第四項に規定する電磁的記録をいう。) を作成する

場合における当該電磁的記録を含む。) は別記様式様式第一号、令第六条第一項の書面は別記様式第二号による。

(義務付保の同意に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法)

**第二十二条の二** 発起人は、令第五条第四項の規定により電磁的方法(法第二十九条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)による通知をしようとするときは、あらかじめ、令第五条第一項の組合に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四条の二各号に規定する電磁的方法のうち発起人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

前項の規定による承諾を得た発起人は、同項目の組合から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該組合に対し、当該通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(指定漁船調査の訂正の請求)

第二十三条 令第七条第三項の規定による請求は、次の事項を記載して請求者が記名した書面に、証拠書類があるときはこれを添付し、都道府県知事に提出してしなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所

二 請求に係る漁船名

三 請求の理由

四 請求の年月日

五 請求の年月日

六 請求の年月日

七 請求の年月日

八 請求の年月日

九 請求の年月日

十 請求の年月日

十一 請求の年月日

十二 請求の年月日

十三 請求の年月日

十四 請求の年月日

十五 請求の年月日

十六 請求の年月日

十七 請求の年月日

十八 請求の年月日

十九 請求の年月日

二十 請求の年月日

二十一 請求の年月日

二十二 請求の年月日

二十三 請求の年月日

二十四 請求の年月日

二十五 請求の年月日

二十六 請求の年月日

二十七 請求の年月日

二十八 請求の年月日

二十九 請求の年月日

三十 請求の年月日

三十一 請求の年月日

三十二 請求の年月日

三十三 請求の年月日

三十四 請求の年月日

三十五 請求の年月日

三十六 請求の年月日

三十七 請求の年月日

三十八 請求の年月日

三十九 請求の年月日

四十 請求の年月日

四十一 請求の年月日

四十二 請求の年月日

四十三 請求の年月日

四十四 請求の年月日

四十五 請求の年月日

四十六 請求の年月日

四十七 請求の年月日

四十八 請求の年月日

四十九 請求の年月日

五十 請求の年月日

五十一 請求の年月日

五十二 請求の年月日

五十三 請求の年月日

五十四 請求の年月日

五十五 請求の年月日

五十六 請求の年月日

五十七 請求の年月日

五十八 請求の年月日

五十九 請求の年月日

六十 請求の年月日

六十一 請求の年月日

六十二 請求の年月日

六十三 請求の年月日

六十四 請求の年月日

六十五 請求の年月日

六十六 請求の年月日

六十七 請求の年月日

六十八 請求の年月日

六十九 請求の年月日

七十 請求の年月日

七十一 請求の年月日

七十二 請求の年月日

七十三 請求の年月日

七十四 請求の年月日

七十五 請求の年月日

七十六 請求の年月日

七十七 請求の年月日

七十八 請求の年月日

七十九 請求の年月日

八十 請求の年月日

八十一 請求の年月日

八十二 請求の年月日

八十三 請求の年月日

八十四 請求の年月日

八十五 請求の年月日

八十六 請求の年月日

八十七 請求の年月日

八十八 請求の年月日

八十九 請求の年月日

九十 請求の年月日

九十一 請求の年月日

九十二 請求の年月日

九十三 請求の年月日

九十四 請求の年月日

九十五 請求の年月日

九十六 請求の年月日

九十七 請求の年月日

九十八 請求の年月日

九十九 請求の年月日

一百 請求の年月日

一百一 請求の年月日

一百二 請求の年月日

一百三 請求の年月日

一百四 請求の年月日

一百五 請求の年月日

一百六 請求の年月日

一百七 請求の年月日

一百八 請求の年月日

一百九 請求の年月日

一百一〇 請求の年月日

一百一一 請求の年月日

一百一二 請求の年月日

一百一三 請求の年月日

一百一四 請求の年月日

一百一五 請求の年月日

一百一六 請求の年月日

一百一七 請求の年月日

一百一八 請求の年月日

一百一九 請求の年月日

一百二〇 請求の年月日

一百二一 請求の年月日

一百二二 請求の年月日

一百二三 請求の年月日

一百二四 請求の年月日

一百二五 請求の年月日

一百二六 請求の年月日

一百二七 請求の年月日

一百二八 請求の年月日

一百二九 請求の年月日

一百三〇 請求の年月日

一百三一 請求の年月日

一百三二 請求の年月日

一百三三 請求の年月日

一百三四 請求の年月日

一百三五 請求の年月日

一百三六 請求の年月日

一百三七 請求の年月日

一百三八 請求の年月日

一百三九 請求の年月日

一百四〇 請求の年月日

一百四一 請求の年月日

一百四二 請求の年月日

一百四三 請求の年月日

一百四四 請求の年月日

一百四五 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日

一百四五九 請求の年月日

一百四五一〇 請求の年月日

一百四五一一 請求の年月日

一百四五一二 請求の年月日

一百四五三 請求の年月日

一百四五四 請求の年月日

一百四五五 請求の年月日

一百四五六 請求の年月日

一百四五七 請求の年月日

一百四五八 請求の年月日



止又は軽減のために必要又は有益であった費用とする。

2 前条第一項から第三項までの規定は、前項の組合が填補する費用の額について準用する。この場合において、同条第二項中「填補すべき額」とあるのは、「填補すべき額（訴訟費用その他保険約款で定める費用に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

#### （保険期間）

**第三十九条の九** 組合は、法第百十九条第一項ただし書の規定により特約をする場合における当該特約に係る保険期間を、特定事故海域において周年操業する漁船の運航その他保険約款で定める漁船の運航については一年、特定事故海域において年間を通じて三ヶ月以内に限り営むことができる漁業に従事する漁船の運航については二月又は三月、当該特約に係る保険の保険期間の始期又は終期に特定事故海域において操業する漁船の運航については一月、二月又は三月とすることができる。

#### （保険期間）





